

「神奈川・横浜デスティネーションキャンペーンプロモーション業務」

受託候補者特定に係る実施要領

1 趣旨

神奈川・横浜デスティネーションキャンペーン推進協議会業務委託に関するプロポーザル実施取扱要綱（以下「実施要綱」という。）第3条の規定に基づき、「神奈川・横浜デスティネーションキャンペーンプロモーション業務」の受託候補者を公募型プロポーザル方式により選定する場合の手続き等について、神奈川・横浜デスティネーションキャンペーン推進協議会会計処理規程、実施要綱に定めのあるものの他、この実施要領に定める。

2 実施の公表

実施の公表にあたっては、実施要領、募集要項、提案書作成要領及び提案書評価基準により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・基本計画等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

3 提案書の内容

提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 業務実績
- (2) 当該業務の実施方針
- (3) 業務実施体制
- (4) 当該業務に対する具体的な提案
- (5) その他当該業務に必要な事項

4 公募型プロポーザル方式適用事由

当該業務委託は、提案事業者の実績を踏まえ、独自性や表現力、ターゲットへの訴求力などを総合的に評価する必要があるため、公募型プロポーザル方式により業者の特定を行う。

5 公募条件

本プロポーザルに提案できる者は、神奈川県入札参加資格者名簿、横浜市一般競争入札有資格者名簿、公益財団法人横浜市観光協会賛助会員名簿、いずれかに登録ある者とする。

6 提案者が多数見込まれる場合の措置

実施要綱第10条に基づき提案者が多数おり、受託者の特定に著しい支障が生じると認められる場合は、評価委員会において、あらかじめ定めた基準に基づき提案書の事前評価を行い、基準を満たした事業者についてのみヒアリングを行い、評価を行うことができる。

7 評価委員会

- (1) 構成（実施要綱第4条第1項及び第2項に基づき以下の者をもって構成する）

委員長 神奈川県文化スポーツ観光局観光課 観光プロモーション担当課長

委員 横浜市にぎわいスポーツ文化局 担当理事

公益社団法人神奈川県観光協会 県事業推進部 国内プロモーション課長

公益財団法人横浜市観光協会 総務部長

- (2) 審議事項

評価委員会は、実施要綱第4条第4項に基づき以下の事項の審議を行う。

ア 提案書の評価

イ ヒアリング及びその評価

ウ その他必要と認めるもの

- (3) 当該案件のプロポーザルの評価にあたっては、提案者に以下の日時・場所でヒアリングを行うものとする。

実施日時 令和7年10月21日（火） 午後1時～午後5時（予定）

実施場所 神奈川・横浜デスティネーションキャンペーン推進協議会事務局

〒231-0023 横浜市中区山下町2 産業貿易センター4階

- (4) 提案書の内容及びヒアリング結果を基に行った評価を、神奈川・横浜デスティネーションキャンペーン推進協議会業者選定委員会に報告し、当該業務委託に最も適した者を特定する。

- (5) 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

8 資格確認

参加意向申出書の提出があった事業者の提案資格については、実施要綱第5条に基づき、提案資格を有する者であるか否かを確認し、その結果を参加資格確認結果通知書により通知する。

9 提案の依頼について

依頼において、原則として提案書作成要領及び業務説明資料に明示する。

また、提出書類の形式及び提出期限は、下記のとおりとする。

- (1) 提出書類の形式

提案書等については、紙媒体及び電子データ（PDF）での提出とする。

- (2) 提出期限

令和7年10月14日（火）午後5時まで（必着）

（紙媒体は郵送又は持参、電子データ（PDF）は電子メールにより提出）

10 評価基準

評価委員会は、実施要綱第4条第4項に基づき、提案書評価基準・評価表により評価を行う。

附則

この要領は、令和7年9月11日から施行する。